

## 第8節 破綻処理

### はじめに

平成 14 年 4 月 1 日以降、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置は終了しているところであるが、平成 14 事務年度中に預金保険法に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った金融機関はない。

既に管理を命ずる処分が行われていた破綻金融機関については、下記のとおり、救済金融機関等に営業譲渡等が行われたところである。

### 銀行について

#### 1. 石川銀行（資料 10 - 8 - 1 ~ 2 参照）

平成 13 年 12 月 28 日、預金保険法第 74 条第 1 項に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた石川銀行については、平成 14 年 3 月 28 日、石川銀行及び日本承継銀行の間で営業譲渡契約書が締結されるとともに、日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿機関）について、関係者において引き続き早期確保に向けた努力が継続された。

その結果、11 月 15 日、石川銀行、日本承継銀行並びに北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫及び能登信用金庫の間で営業譲渡契約書が締結され、平成 15 年 3 月 24 日、日本承継銀行への営業譲渡が行われ、同日、日本承継銀行から北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫及び能登信用金庫への営業譲渡が行われた。これに伴い、同日、石川銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

#### 2. 中部銀行（資料 10 - 8 - 3 ~ 4 参照）

平成 14 年 3 月 8 日、預金保険法第 74 条第 1 項に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた中部銀行については、平成 14 年 3 月 28 日、中部銀行及び日本承継銀行の間で営業譲渡契約書が締結されるとともに、日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿機関）について、関係者において引き続き早期確保に向けた努力が継続された。

その結果、12 月 6 日、中部銀行、日本承継銀行並びに清水銀行、静岡中央銀行及び東京スター銀行の間で営業譲渡契約書が締結され、平成 15 年 3 月 3 日、日本承継銀行への営業譲渡が行われ、同日、日本承継銀行から清水銀行、静岡中央銀行及び東京スター銀行への営業譲渡が行われた。これに伴い、同日、中部銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

### 協同組織金融機関について

平成 14 事務年度において、以下の 1 信用金庫及び 23 信用組合について、それぞれ

救済金融機関への事業譲渡が行われた。

事業譲渡日	破綻金融機関	救済金融機関	管理命令日
14. 7. 8	網走信用組合	釧路信用組合	13.11. 9
14. 7. 8	岩手信用組合	気仙沼信用金庫	13.11. 9
14. 7. 8	東京食品信用組合	西京信用金庫、朝日信用金庫、興産信用金庫、東京産業信用金庫	13.11.30
14. 7. 8	岡山県信用組合	トマト銀行	13.12. 7
14. 7.15	東京信用組合	東京スター銀行	13. 6.15
14. 7.15	第三信用組合	興産信用金庫、大東京信用組合	13.11.30
14. 7.15	島原信用組合	たちばな信用金庫	13.12.21
14. 7.15	両筑信用組合	筑後信用金庫	13.12.28
14. 7.15	大分商銀信用組合	九州幸銀信用組合	14. 3. 1
14. 7.22	秋田県中央信用組合	秋田信用金庫	13.11.30
14. 7.22	東京中央信用組合	東京スター銀行	13. 6. 8
14. 7.22	石川たばこ信用組合	北國銀行	14. 1.25
14. 8. 5	上田商工信用組合	八十二銀行、長野信用金庫、上田信用金庫、長野県信用組合、美駒信用組合	13.12.28
14. 8.12	暁信用組合	江東信用組合	14. 3.15
14. 8.12	厚木信用組合	平塚信用金庫	13.12.21
14. 8.12	朝銀近畿信用組合	ミレ信用組合、京滋信用組合、兵庫ひまわり信用組合、整理回収機構	12.12.29
14. 8.19	千葉県商工信用組合	銚子商工信用組合、東京スター銀行	13. 5.11
14. 9.17	永代信用組合	東京東信用金庫、昭和信用金庫	14. 1.12
14. 9.24	石岡信用金庫	水戸信用金庫	14. 3. 1
14.12.29	朝銀東京信用組合	八ナ信用組合、整理回収機構	12.12.29
14.12.29	朝銀千葉信用組合	八ナ信用組合、整理回収機構	12.12.29
14.12.29	朝銀新潟信用組合	八ナ信用組合、整理回	12.12.29

		収機構	
14.12.29	朝銀長野信用組合	ハナ信用組合、整理回収機構	12.12.29
14.12.29	朝銀関東信用組合	ハナ信用組合、整理回収機構	13. 8.24

(注) 14年6月中の事業譲渡については、昨年版の「金融庁の1年」には収録されていないが、以下の4信用金庫、11信用組合について、それぞれ救済金融機関への事業譲渡が行われている。

事業譲渡日	破綻金融機関	救済金融機関	管理命令日
14. 6. 3	長島信用金庫	紀北信用金庫	13.12.28
14. 6.10	相互信用金庫	大阪信用金庫	14. 1.25
14. 6.10	佐伯信用金庫	大分信用金庫	13.12.28
14. 6.10	東京富士信用組合	共立信用組合	13.11. 2
14. 6.17	船橋信用金庫	東京東信用金庫	14. 1.25
14. 6.17	信用組合関西興銀	近畿産業信用組合、整理回収機構	12.12.16
14. 6.17	宮城県中央信用組合	仙台信用金庫、宮城第一信用金庫	13.11. 9
14. 6.17	池袋信用組合	東京三協信用金庫	13.12.21
14. 6.17	都民信用組合	荒川信用金庫、日興信用金庫、西京信用金庫、第一勧業信用組合	13.12.21
14. 6.17	紀南信用組合	新宮信用金庫	14. 2.15
14. 6.24	馬頭信用組合	那須信用組合	13.11.16
14. 6.24	栃木県中央信用組合	栃木銀行	13.12. 7
14. 6.24	小川信用組合	那須信用組合	13.12. 7
14. 6.24	黒磯信用組合	那須信用組合	13.12. 7
14. 6.24	千葉商銀信用組合	横浜商銀信用組合	14. 1.18